

# 「明石市空家等の適正な管理に関する条例」及び 「明石市空家等対策計画」の一部改正にかかる 意見公募手続<パブリックコメント>の実施について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、令和5年6月14日に改正され、令和5年12月13日に施行されました。

これに伴い、改正法に新たに規定された管理不全空家等について、市独自の手続き及び市の基本方針等を定めるため、「明石市空家等の適正な管理に関する条例」及び「明石市空家等対策計画」の改正素案を作成しましたので、ご意見を募集します。

## 1 空家等の適正な管理に関する条例及び空家等対策計画(改正素案)の閲覧

- ・明石市役所: 建築安全課(本庁舎7階)、行政情報センター(本庁舎1階)
- ・市民センター等: あかし総合窓口、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター

	執務時間
建築安全課、行政情報センター	平日 8時 55 分～17 時 40 分
あかし総合窓口	平日 9時～20時 土日祝日(第3日曜日を除く)9時～17時 15 分
各市民センター	平日 8時 55 分～17 時 15 分

## 2 募集期間

2024年(令和6年)7月15日(月)から2024年(令和6年)8月14日(水)まで  
※必着でお願いします。

## 3 意見を提出できる方

- ① 市内にお住まいの方
- ② 市内に事務所又は事業所を有されている方
- ③ 市内に通勤又は通学されている方
- ④ 市内に空き家をお持ちの方

## 4 提出方法

必要事項(住所、氏名、年齢、電話番号、意見)を記載のうえ、下記のいずれかの方法により建築安全課まで募集期間内にご提出ください。

※自由様式(必要に応じて「ご意見提出様式」をご使用ください。)

※必ずご意見の該当箇所(「空家等の適正な管理に関する条例」(改正素案)の条項または「空家等対策計画(改正素案)」のページ番号及び項目)を記載してください。

持参	明石市都市局住宅・建築室建築安全課(本庁舎7階) 業務時間:平日 8時 55 分～17 時 40 分
郵送(必着)	〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市都市局住宅・建築室建築安全課パブリックコメント担当 宛
ファクシミリ	078-918-5109 ※送信後、建築安全課(TEL:078-918-5046)へ着信確認をお願いします。
電子メール	kenchiku@city.akashi.lg.jp

※電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。

※提出いただいたご意見は返却いたしません。

## 5 ご意見の取扱いについて

- ・ご意見は、最終案を取りまとめる際の参考にいたします。
- ・ご意見は、受付期間終了後にとりまとめ、本市の考え方とあわせて市ホームページで一括して公表します。公表の際、内容の要約または一部の表現をあらためさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

## 6 個人情報の取扱いについて

- ・いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報(明石市情報公開条例第 11 条各号のいずれかに該当する情報)については公表いたしません。
- ・ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。

お問い合わせ先 明石市都市局住宅・建築室建築安全課 TEL:078-918-5046